

2021年11月5日(金曜日)

『船員行政ニュース』1105 国土交通省海事局
船員政策課

パブリックコメントの募集について

今週は10月29日よりパブリックコメントを開始した「船員法施行規則等の一部を改正する省令案について」お知らせします。

パブリックコメントとは、行政機関が命令等(政令、省令など)を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するものです。

船員法施行規則等の一部を改正する省令案について

背景

今般、次の通り、船員の心身の健康確保を図り、労働災害の防止対策を講じるため、船員法施行規則等について所要の改正を行う。

船員の心身の健康確保関係

船員は、陸から隔離した閉鎖空間での職住一体の生活という事情により、人間関係上の問題が陸上より深刻になりやすく、長時間労働の実態も陸上事務所から把握しにくい状態にある。現に高ストレス者の割合や生活習慣病等の健康リスクが高い状況にある。

一方、船員の健康管理に関して、各船舶所有者に対する制度的な仕組みはなく、自主的な取り組みに任されている。また、船内の衛生保持等については衛生管理者等が担っているが、近年問題となっているメンタルヘルスの不調や長時間労働への対応等については、十分な専門的知見を求めざる仕組みとはなっていない。

このような状況から、船員の心身の健康確保を図るため、「交通政策審議会海事分科会船員部会」等において「船員の健康確保に向けて」がそれぞれ取りまとめられたところであり、当該取りまとめの内容を踏まえ、陸上における取り組みも参考にしつつ、①産業医の導入②健康診断の在り方③過重労働対策④メンタルヘルス対策―の観点から船員法施行規則等について所要の改正を行う。

パブリックコメント募集期間

10月29日から11月29日まで

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMSTDETAIL&id=155211018&Mode=0>

詳しくは

国土交通省海事局船員政策課 まで

電話 03-5253-8652

〔ファクスだより〕